

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第113号）（交通局営業推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、旅客運賃及び旅客が旅客運賃の払戻し又は乗車券の再発行若しくは書換えを請求する場合に納入する手数料の上限額の適正化を図ることとしました。

児童福祉法第6条に規定する保護者が同伴する6歳未満の者の旅客運賃が無料であることを明確にすることとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。ただし、第10条第1項の改正規定は、公布の日から施行することとしました。

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第113号

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「の旅客」の右に「(前号の保護者を除く。)」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 児童福祉法第6条に規定する保護者が同伴する6歳未満の者

第13条第3項中「510円」を「520円」に改める。

別表第1 12歳以上の者の項中「210」を「220」に、「320」を「330」に、「350」を「360」に改め、同表12歳未満の者の項中「160」を「170」に改める。

「	「
円 9,070	円 9,240
10,800	11,000
12,100	12,330
13,390	13,640
14,690	14,970
25,850	26,340
30,780	31,350
34,490	35,150
38,170	38,880
41,870	42,670
48,980	49,900
58,320	59,400

65,340
72,310
79,330
6,480
7,710
8,640
9,570
10,490
18,470
21,980
24,630
27,280
29,900
35,000
41,640
46,660
51,680
56,650
5,180
6,170
6,910
7,650
8,390
14,770

66,590
73,660
80,840
6,600
7,860
8,800
9,750
10,690
18,810
22,410
25,080
27,790
30,470
35,640
42,450
47,520
52,650
57,730
5,280
6,290
7,040
7,800
8,550
15,050

別表第2中

17,590
19,700
21,810
23,920
27,980
33,320
37,320
41,310
45,310
3,240
3,860
4,320
4,790
5,250
9,240
11,010
12,320
13,660
14,970
17,500
20,850
23,330
25,870
28,350

を

17,930
20,070
22,230
24,370
28,520
33,970
38,020
42,120
46,170
3,300
3,930
4,400
4,880
5,350
9,410
11,210
12,540
13,910
15,250
17,820
21,230
23,760
26,360
28,890

に改める。

7, 780
9, 260
10, 370
11, 480
12, 590
22, 180
26, 400
29, 560
32, 720
35, 890
42, 020
50, 010
56, 000
62, 000
67, 990
7, 130
8, 490
9, 510
10, 520
11, 540
20, 330
24, 200
27, 110
29, 990

7, 920
9, 430
10, 570
11, 700
12, 830
22, 580
26, 880
30, 130
33, 350
36, 570
42, 770
50, 930
57, 080
63, 180
69, 290
7, 260
8, 650
9, 690
10, 720
11, 760
20, 700
24, 660
27, 620
30, 560

32,890
38,510
45,850
51,360
56,810
62,320

33,520
39,210
46,710
52,330
57,890
63,510

」

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例の規定は、この条例の施行の日の始発列車の乗車に係る旅客運賃から適用する。

(経過措置)

- 3 京都市高速鉄道旅客運賃条例第12条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に発売した乗車券（普通旅客運賃に係る乗車券を除く。）は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(交通局営業推進室)